

# 平成19年度大気汚染防止法に係る施行状況について

全国の都道府県及び法の政令で定める市を対象に、大気汚染防止法に基づき届出されたばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設等に係る平成19年度末現在における大気汚染防止法の施行状況をとりとまとめた。

## 1. 届出状況

### (1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

平成19年度末現在のばい煙発生施設数は218,388施設であり、平成18年度末より126施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数は、表2に示すとおり、ボイラーが140,865施設(64.5%)と最も多く、次いでディーゼル機関の32,851施設(15.0%)となっている。

表1 ばい煙発生施設届出施設数

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成15年度	214,157	178,057	36,100	91,020
平成16年度	216,954	178,903	38,051	92,154
平成17年度	218,702	179,029	39,673	91,999
平成18年度	218,514	178,740	39,774	92,149
平成19年度	218,388	177,847	40,541	91,968

(注1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

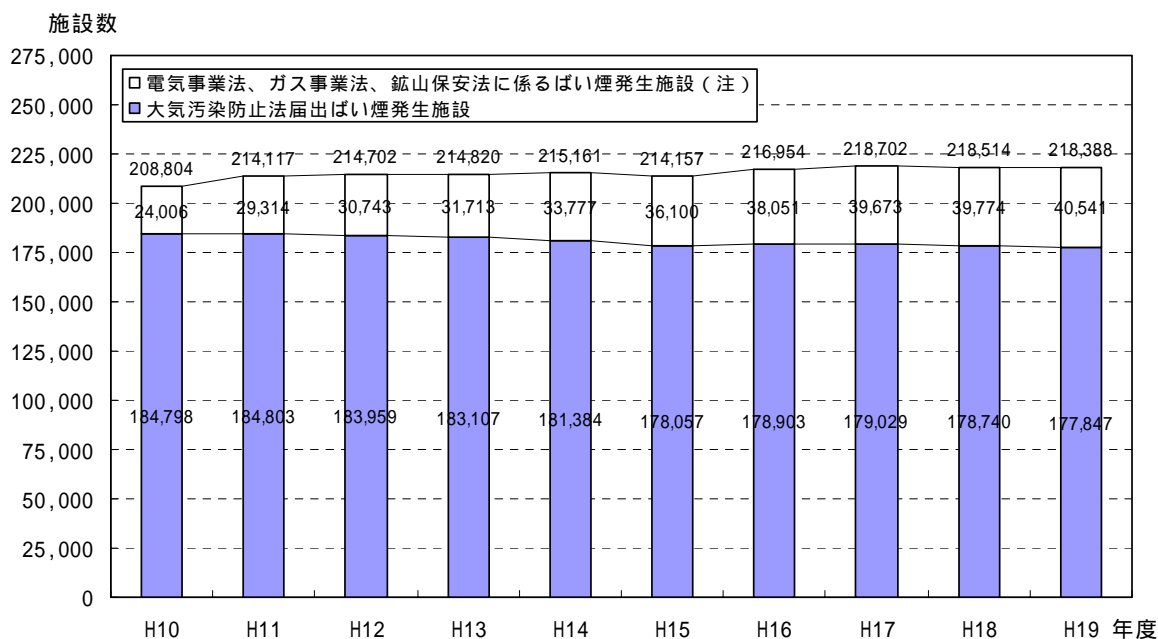


図1 ばい煙発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。

表2 種類別のばい煙発生施設数の割合

施設名	施設数	割合(%)
ボイラー	140,865	64.5
ディーゼル機関	32,851	15.0
ガスタービン	8,458	3.9
金属加熱炉	7,434	3.4
乾燥炉	7,352	3.4
廃棄物焼却炉	6,304	2.9
金属溶解炉	4,285	1.9
窯業焼成炉	3,271	1.5
その他	7,568	3.5
合計	218,388	100.0

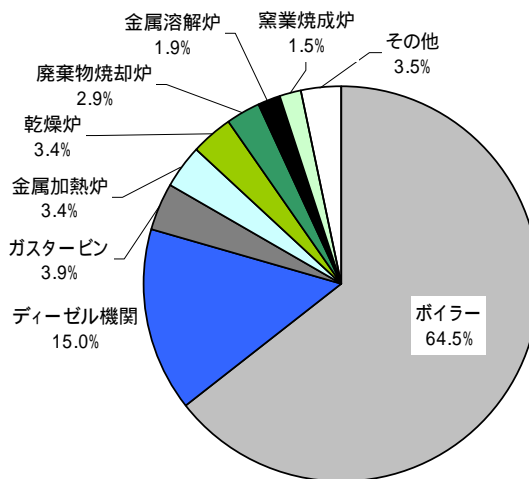


図2 種類別のばい煙発生施設数の割合

(2) 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物排出施設数を表3(平成18年度から規制開始)に示す。平成19年度末の揮発性有機化合物排出施設数は3,776施設(1,188工場)であり、平成18年度末より35施設増加している。施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数は、表4に示すとおり、粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設が905施設(24.0%)と最も多く、次いで塗装施設の785施設(20.8%)、塗装用の乾燥施設529施設(14.0%)となっている。

表3 揮発性有機化合物排出施設届出施設数

	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成18年度	3,741	3,739	2	1,189
平成19年度	3,776	3,775	1	1,188

(注1) 大気汚染防止法届出揮発性有機化合物排出施設

(注2) 電気：電気事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、ガス：ガス事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る揮発性有機化合物排出施設

表4 施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数の割合

施設名	施設数	割合(%)
粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設	905	24.0
塗装施設	785	20.8
塗装用の乾燥施設	529	14.0
印刷用の乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	409	10.8
化学製品製造用の乾燥施設	306	8.1
揮発性有機化合物の貯蔵タンク	290	7.7
接着用の乾燥施設	263	6.9
工業用の洗浄施設	143	3.8
印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	146	3.9
合計	3,776	100.0

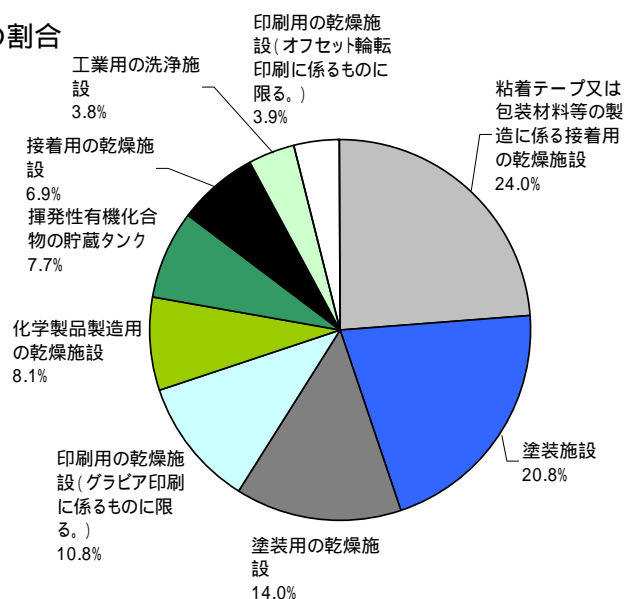


図3 施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数の割合

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図4に示す。

平成19年度末現在の一般粉じん発生施設数は66,594施設であり、平成18年度末より460施設増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数は表6に示すとおり、コンベアが38,521施設(57.9%)と最も多くなっている。

表5 一般粉じん発生施設届出施設数

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 <sup>(注1)</sup>	電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup>	
平成15年度	65,437	62,587	2,850	9,715
平成16年度	65,556	62,407	3,149	9,944
平成17年度	65,610	62,397	3,213	10,045
平成18年度	66,134	62,657	3,477	9,997
平成19年度	66,594	63,260	3,334	10,005

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

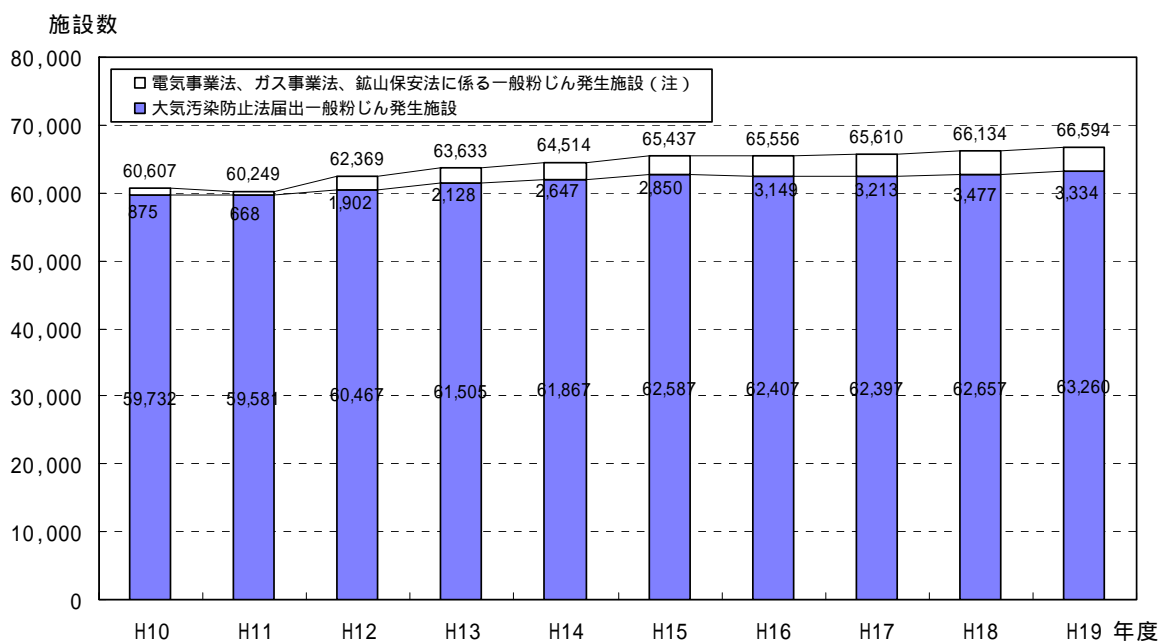


図4 一般粉じん発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く。

表6 種類別の一般粉じん発生施設数

施設名	施設数	割合(%)
コンベア	38,521	57.9
堆積場	10,988	16.5
破碎機・摩砕機	10,611	15.9
ふるい	6,378	9.6
コークス炉	96	0.1
合計	66,594	100.0

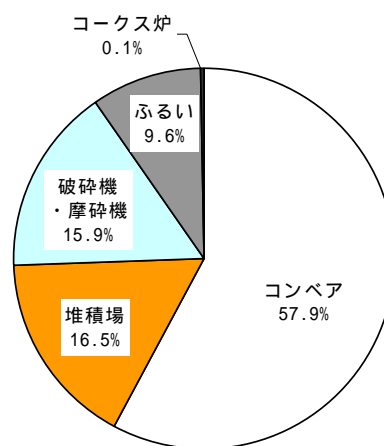


図5 種類別の一般粉じん発生施設数

#### (4) 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設数の推移を表7及び図6に示す。

平成18年度末に6施設あった特定粉じん発生施設は、平成19年度末までに、全て廃止された。

特定粉じんとは石綿(アスベスト)をいう。

表7 特定粉じん発生施設届出施設数

年度	届出施設数	工場・事業場数
平成15年度	929	158
平成16年度	555	113
平成17年度	94	27
平成18年度	6	2
平成19年度	0	0

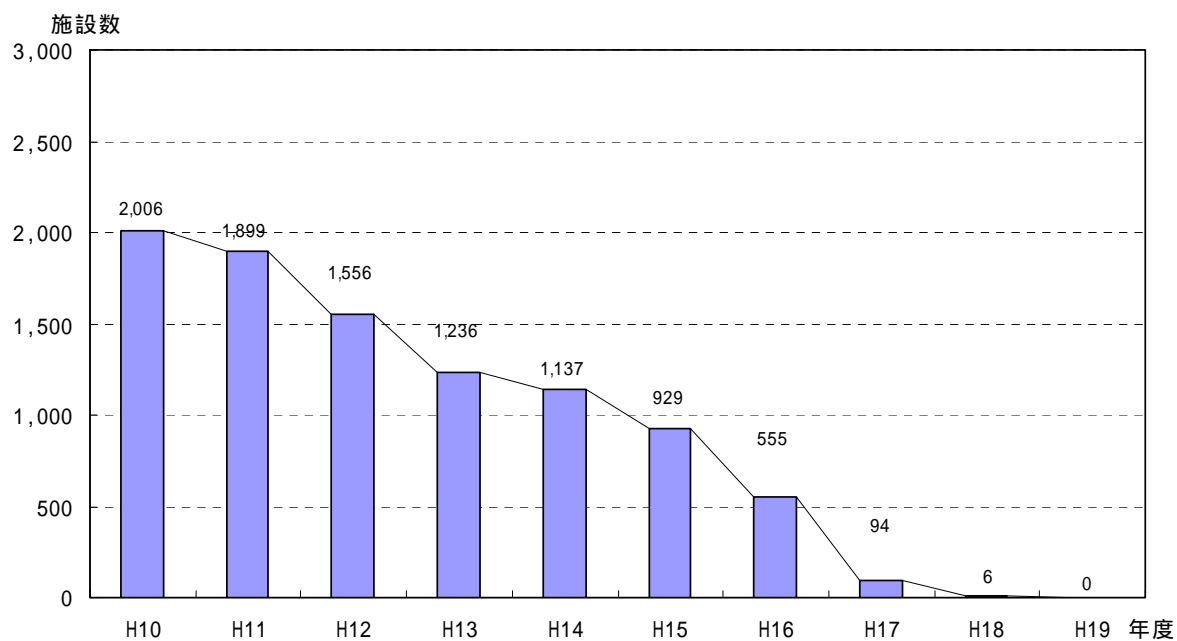


図6 特定粉じん発生施設数の推移

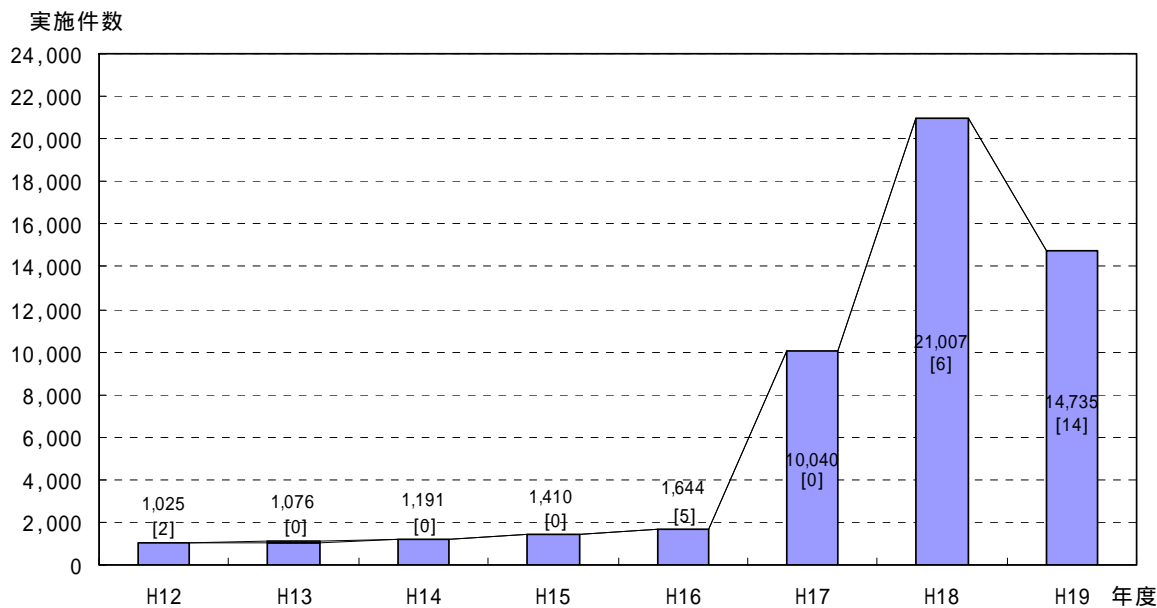
(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表8及び図7に示す。平成19年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は14,735件であり、平成18年度よりも6,272件減少している。なお、平成19年度におけるその内訳は、通常の解体工事等に係るものが14,721件、災害その他非常の事態の発生によるものは14件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数は表9に示すとおり、改造・補修作業が11,322件(76.6%)、解体作業が2,497件(16.9%)の順となっている。

特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材)が使用されている建築物の解体等作業をいう。なお、平成18年2月28日以前までは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表8 特定粉じん排出等作業実施件数

年度	実施件数		
	全件数	通常の解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
平成15年度	1,410	1,410	0
平成16年度	1,644	1,639	5
平成17年度	10,040	10,040	0
平成18年度	21,007	21,001	6
平成19年度	14,735	14,721	14



[ ]内は「災害その他非常の事態の発生によるもの内数」を示す。

図7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表 9 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

作業名	届出数	割合 (%)
改造・補修作業	11,322	76.6
解体作業	2,497	16.9
特定建築材料の事前撤去が著しく困難な解体作業	15	0.1
石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する解体作業	952	6.4
合 計	14,786 (14,735)	100.0

( )内は、作業種類の重複を除いた実際の作業実施件数を示す。

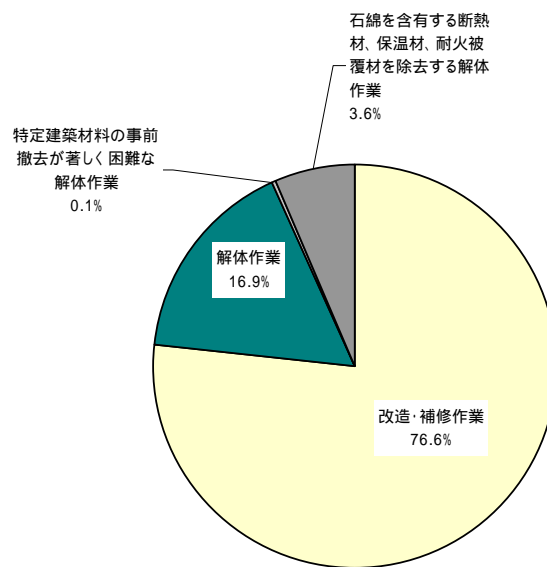


図 8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

## 2. 規制事務実施状況

### (1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表10に示す。

都道府県等による平成19年度の立入検査は28,634件（平成18年度：29,971件）であった。ばい煙発生施設への検査件数は増加し、特定粉じん発生施設への検査件数は作業実施件数の減少に伴い減少した。

表10 立入検査実施工場・事業場数の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	20,700	19,184	17,984	16,085	17,881
揮発性有機化合物排出工場・事業場	-	-	-	718	720
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,801	1,731	2,083	1,723	1,738
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	95	65	305	29	27
特定施設 <sup>(注)</sup> 設置工場・事業場	80	74	2	23	30
特定粉じん排出等作業	271	416	7,045	11,393	8,238
合計	22,947	21,470	27,419	29,971	28,634

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

### (2) 行政処分

行政処分施設数の推移を表11に示す。

平成19年度に都道府県等が行った行政処分施設数等は、6件（平成18年度：13件）であった。

表11 行政処分施設数等の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
計画変更命令施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令数 (特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数 (ばい煙発生施設)	4	3	1	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令件数 (特定粉じん排出等作業)	1	0	2	13	6
事故時の措置命令施設数 (特定施設)	1	0	0	0	0
その他の命令施設数	0	0	0	0	0
合計	6	3	3	13	6

(3) 法律違反の告発

都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の法律違反告発件数は0件であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数等の推移を表12に示す。

平成19年度に都道府県等が行った行政指導施設数等は714件（平成18年度：483件）であった。  
また、その内訳は、ばい煙発生施設が562件であり、その大半を占めている。

表12 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SO <sub>x</sub> 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) (ばい煙発生施設)	3	0	0	0	0
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	484	485	405	351	562
その他の行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	-	-	-	2	32
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	50	44	16	15	27
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	0	1	3	0	0
その他の行政指導数 (特定粉じん排出等作業)	8	17	83	109	93
その他の行政指導施設数 (特定施設)	1	0	0	6	0
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設)	3	0	0	0	0
合計	549	547	507	483	714

(注1) (\*)は、法に基づく勧告である。

(注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6（施行令附則第4項関係）に係る施設をいう。

(5) 大規模工場等への立入検査

製紙工場等による排出基準違反を始めとする不適切事例が連続して明らかになったため、都道府県等に対して、一定規模以上の工場等の立入検査を行い、排出基準の遵守状況及び測定データの記録状況等を確認し、法の適正な施行を図るよう要請したところ、工場等271か所・1,859施設に立入検査が行われた。その結果、12件の行政指導（基準値の遵守に関すること7件、自主測定の実施等に関すること5件）が行われ、ほとんどの工場等では適正な管理が行われていた。（件数は、いずれも（1）の件数の内数。）

表13 大規模工場等の立入検査実施状況（表10～表12の内数）

区分	立入工場・事業場数	行政指導件数		
		基準値の遵守	自主測定の実施 及び記録	合計
ばい煙発生施設 設置工場・事業場	271 (1,859)	7	5	12

(注) ( )内数字はばい煙発生施設数